

パブリックコメント以外の修正箇所

○パブリックコメントによる意見以外の修正箇所は下記のとおりです。

No.	該当 ページ	該当項目	修正前	修正理由及び修正後
I	P29、P 30	2.2.3 実施 方針	なし	<p>追記</p> <p>追記理由・・・国の地球温暖化対策計画（令和3年（2021年）10月22日閣議決定）において、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられていることから、追記するものである。</p> <p>追記内容</p> <p>（7）地域環境配慮型公共施設の推進方針</p> <p>地球温暖化対策計画（令和3年（2021年）10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとされています。このため本市においても公共施設に太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の取組を推進します。</p>